



### 児童手当 現況届の提出について

福祉保健課 子育て支援係 ☎77・3914

令和4年度からは一部の方を除き、原則不要となりました。提出が必要な方は期限内に書類を提出してください。

#### ■現況届の提出が必要な方

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票が芝山町にない方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- ・その他、役場から提出の案内があった方

#### ■手続き方法

対象の方へは、5月下旬に「提出書類」一式を送付しましたので、**6月3日(月)～28日(金)までの間に書類を提出してください。**

#### ■注意事項

- ・現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。(申請の翌月分からの適用となり、原則として遡っての受給はできません)
- ・令和5年分の所得税確定申告、市町村民税申告がお済みでない方については、所得の審査

をすることができませんので、申告をお願いします。

出生や転入などにより芝山町で新たに受給開始となり、支給額が増額となる場合は受給者からの申請が必要です。

#### ■申請窓口

子育て支援係

#### ■注意事項

令和4年10月支給分より特例給付の支給に係る所得に上限額が設けられ、一定額以上の所得の方は特例給付が支給されません。

所得上限限度額超過により児童手当などの受給資格が消滅した方で、翌年度の所得が所得上限限度額を下回った方は改めて認定請求書の提出が必要となります。

期限内の提出をお願いします。



■児童手当制度の改正について  
「こども未来戦略」に基づき、児童手当の抜本的拡充が令和6年10月から実施される予定です。制度の詳細や手続き方法については、改めてお知らせします。

	現在 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分以降)
支給対象	15歳到達後の最初の年度末まで	18歳到達後の最初の年度末まで
所得制限	あり	なし
手当月額	・3歳未満 15,000円 (一律) ・3歳～小学校修了まで 第1子・第2子: 10,000円 第3子以降: 15,000円 ・中学生 10,000円 (一律) ・所得制限以上 5,000円 (一律)	・3歳未満 第1子・第2子: 15,000円 第3子以降: 30,000円 ・3歳～高校生年代 第1子・第2子: 10,000円 第3子以降: 30,000円
支払期月	3回 (2月、6月、10月)	6回 (偶数月)

※この内容は現在、国から示されているものです。

### 芝山町ポツチャ 交流大会参加者募集

教育課 社会教育係 ☎77・1861

日時 7月6日(土)  
午前8時15分受付開始

#### 場所

農業者トレーニングセンター  
募集チーム数 16チーム

3～4人で1チームを編成してください。(在住・在勤者に限る)

※小学3年生以下でのチーム編成の場合は、大会当日は保護者同伴で参加してください。

#### 申込み

6月21日(金)までに電話または FAX(77・1950)、メール (syakyo@town.shibayama.lg.jp)にて社会教育係へお申し込みください。

### 芝山公園に鯉のぼり

4月下旬から5月中旬まで、たくさんの鯉のぼりが芝山公園に設置されました。



## 保健センターからの お知らせ

保健センター ☎77-1891

#### 献血にご協力ください

千葉県赤十字血液センターの移動献血車が来庁します。

#### ■開催日

6月20日(木)  
午前10時～11時45分  
午後1時～4時

#### ■会場

役場南庁舎

#### ■ネット予約

「ラブラッド」にご登録いただき、会員サイトの予約画面から予約登録を行ってください。



▲予約用 QR コード

★ラブラッドのアプリができました。詳しくはラブラッドで検索。

#### 2歳児歯科健康診査

電話予約 予約受付フリーダイヤル0120-0892-760 (平日の午前9時～午後5時)にご連絡ください。

■その他 ご予約されてご来場いただいた方を優先してご案内します。

#### ■開催日時

6月10日(月)

#### ■対象者

令和3年8月生～11月生

#### ■時間

※混雑緩和のため受付時間を分けてご案内します。詳しくは案内通知をご覧ください。

#### ■場所

保健センター

#### ■内容

身体計測、歯科診察、育児・栄養・歯科相談、フッ素塗布(希望者)

#### 巡回特定健診

次のとおり巡回特定健診を実施予定です。詳細は、広報しばやま11月号でお知らせします。

#### ■開催日

12月4日(水)

#### ■会場

役場南庁舎

#### ■対象者

組合健康保険・協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)に加入中の被扶養者の方

#### 問合せ

加入している健康保険の保険者

#### 「歯と口の健康週間」

「6(む)4(し)」にちなんで「むし歯予防デー」としていた6月4日からの1週間を「歯と口の健康週間」としています。

正しい歯みがきを毎日することは歯とお口の健康だけではなく、全身の健康を保つことにもつながります。30歳以上の成人の約80%は歯周病にかかっているとされています。

歯周病になると歯ぐきや歯を支える骨などが溶けてしまい歯を抜かなければならなくなってしまう。歯周病を予防するためにも、毎日のブラッシングや専門的な歯のクリーニングなどのメンテナンスを定期的に行うことが大切です。

#### 歯周病のセルフチェック

- ①口臭を指摘された・自分で気になる
- ②朝起きたら口の中がネバネバする
- ③歯みがき後に、毛先に血がついたり、すすいだ水に血が混

じることがある

#### 【歯肉の症状】

- ④歯肉が赤く腫れてきた
- ⑤歯肉が下がりがり、歯が長くなった気がする
- ⑥歯肉を押すと血や膿が出る

#### 【歯の症状】

- ⑦歯と歯の間に物が詰まりやすい
- ⑧歯が浮いたような気がする
- ⑨歯並びが変わった気がする
- ⑩歯が揺れている気がする

#### 【判定】

○チェックが1～3個の場合  
歯周病の可能性があるため、軽度のうちに治療を受けましょう。

○チェックが4～5個以上の場合  
中等度以上に歯周病が進行している可能性があります。早期に歯周病の治療を受けましょう。

○チェックが無い場合  
チェックがない場合でも無症状で歯周病が進行することがあるため、1年に1回は歯科検診を受けましょう。

